

岐阜市立加納小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月策定
平成 30 年 4 月改定
平成 31 年 1 月改定
令和 元 年 7 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 5 年 4 月改定
令和 6 年 4 月改定
令和 7 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立加納小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正、令和4年12月12年ぶりに改訂された「生徒指導提要」（文部科学省）をふまえた基本方針である。

本校では、いじめ防止について、常に最優先課題として取り組んでいる。相手を思いやり、友だちを大切にする心は、学校の教育目標「美しい心」として示されている。そして、本校が大切にしている「8つの約束」は、生活規律の習得のみならず「ていねいな言葉づかいをしよう」といった相手を思いやる気持ちを身に付けるための大切な約束である。また、本校では「学級づくり」を基盤とした教育実践を推進している。自治的・自発的な活動を大切にし、望ましい人間関係の醸成を図ることができるように特別活動を重視した指導を行っている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する**。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許さない」

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、児童たちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------------|
| 1 | どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 | いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 | 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

（「岐阜市いじめ防止対策推進条例」「教育委員会の方針」、「学校の実態」や「校長の方針」等を踏まえ、自校の基本的な考え方）

(6) 保護者の責務など

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

（学校で日常的に取り組んでいる、「いじめの未然防止」となる自己肯定感や自己有用感を高める具体的な取組）

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等）
 - ① 「分かる・できる」授業づくり
 - ・一人ひとりに基礎的・基本的な知識・技能の定着が図れるよう、児童理解を基に、個への手立てを明確にする。
 - ・「聞く姿」「話す姿」等の学習指導を重視し、仲間と共に学び合えるような学習（共同学習等）に取り組めるようにする。
 - ・単位時間において意見を発表し合える場面を重視する。（言語活動の充実）
 - ・チャレンジタイム等、補足的な学習の時間を確保する。
 - ② 規範意識を身に付ける指導・本校の生活規律の徹底。
 - 「あいさつをしよう」「時間を守ろう」「ていねいな言葉づかいをしよう」等
 - ・道徳の授業で自己を見つめ、自らよりよい生き方を目指すことができるよう指導する。
 - ③ 自主的・自発的な力を身に付ける指導
 - ・「計画」→「実行」→「見届け」→「改善」→「再実行」のサイクルを意識し、望ましい人間関係を築くことができる学級集団づくりをする。
 - ・「美しい心」を見つける活動を継続的に行うことで、仲間へのかかわりや、思いやり等を確かめ合い、自己肯定感や自己有用感を育む指導を行う。
 - ・自分たちの生活をよりよいものにしていく児童会活動の充実を図る。（常時活動の充実、「いじめを見逃さない日」、「いじめ防止強化週間」に向けた取組 等）
- (2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）
 - ・認め合い活動として、「美しい心」を紹介する。
 - 教師⇒児童、児童⇄児童（学級内）、児童⇄児童（縦割り）等
 - 教師がより多く、児童を認める掲示を作成し、「美しい心」の中身について範を示す。
 - 朝の会・帰りの会等において、教師が率先して、児童の認め・価値付けを行う。
 - ・問題行動等に立ち向かう教師の姿を示す。（全職員が最前線で対応）
 - ・学校の約束やルールに関わって、誰もが同じ基準で指導する。（全職員の共通理解・行動）
 - ・いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「子どもたちへの4つの約束」・「いじめとは」）を行う。
 - ・児童の声に耳を傾ける体制づくりをする。（各種アンケート、教育相談の実施、ここタン等）
- (3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
 - ① 道徳教育での取組
 - ・重点内容項目に関わる道徳的価値項目と日常の活動とのかかわりを明確にした学級経営案を作成し、実践する。
 - ・生命の尊厳への理解（自殺予防、犯罪被害者の講話、がん教育、性に関する教育）を深める。
 - ・道徳の授業力向上を図るための研修会や校内研究会を実施する。
 - ② 特別活動を通した望ましい人間関係づくり
 - ・児童集会や縦割り活動（なかよし活動）での自治的・自発的活動及び異学年との交流を通して、仲間の「美しい心」を見つけ合い、同学年はもとより他学年とも認め合えるようにする。
 - ・話し合い活動における少数意見を大切にしながら、集団決定する学級会活動を充実する。
 - ・話し合い活動における他者理解・自己理解を通して、よりよい学級や学校生活をつくり出すための実践策を具体的に見つけ、実践力を育てることができるようにする。
 - ・児童会スローガンを基に、全校であいさつ運動等、自治的・自発的活動を実施することで、お互いの心を開放できるようにする。

- ・運動会等の学校行事において、児童が主体的に運営する場をもつ。
 - ・学校の生活を豊かにするため、委員会活動の充実を図る。
 - ・6月下旬～7月上旬を「いじめ防止強化週間」として設定し、児童が主体となり、いじめについて考える機会をもつ。
- ③ 教職員の人権感覚を高める取組
- ・「相手を傷つけるような言動」を許さないという毅然とした態度で臨む。
 - ・日常的に学年会等で児童の交流を行う。週1回の打合せで児童の交流と今後の指導の方向を全職員で検討及び共通理解する。
 - ・11月中旬～12月中旬を「いじめ防止強化月間及び人権週間」として設定し、児童が主体となって自らの人権感覚について考える機会をもつ。
 - ・「生徒指導提要」により、新たに示された性的マイノリティについて、教職員自身が理解をふかめるための研修を位置付ける。
 - ・人権主任と協力・連携し、全校放送や掲示物、研修などの充実を図って、職員の人権感覚の向上に努める。
- (4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）
- ・全教育活動を通して、「美しい心で考えてやりぬく子」の具現に向けて具体的な道筋と手立てを明らかにし、児童の発達段階や実態に応じた指導方法を工夫し、指導・援助する。
 - ・全教育活動において目指す児童の姿を明確にする。
 - ・小集団学習の充実を図り、日常生活の中で児童の活躍の場（係・当番活動、清掃活動等）を設定し、児童の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け（教師の語り、美しい心見つけ等）を行う。
 - ・毎月3日を「いじめを見逃さない日」として設定し、いじめ対策監を中心とした啓発活動を行う。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ・情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。
 - ・警察、専門家等の外部講師や、研修を受けた教職員が集会等で啓発活動を行う。
 - ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方の指導について、教職員及び、保護者の間で共通理解を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

（学校で日常的に取り組んでいる早期発見・早期対応の具体、いじめ事案発生時の初動体制についての具体）

- (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
- ・「SOSの出し方教育」を行い、自身が困った時、仲間が困っている時にSOSを出すことができるよう指導する。（傍観者にならないための対応として）
 - ・年3回、情報提供アンケートを行い、必要に応じて臨時のアンケートを行う。
 - ・互いに仲間の変容に気付ける目（ハートコンタクト）を養う。
 - ・いじめ発生時の対応演習（ロールプレーイング）に取り組む学級活動を位置付ける。
 - ・児童会（企画委員会）提案、校内情報提供BOX（あのねBOX）及び、地域や保護者に対する情報提供カード、情報提供BOXの活用及び推進
→毎月3日の「いじめを見逃さない日」にて活用を促す。
- (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実
- ・「心と体のアンケート」及び「いじめアンケート」を合わせて年4回実施する。
 - ・アンケートに回答しやすい環境づくりを行う。
 - ・「いじめアンケート」実施前日に保護者配信メールで周知し、自宅で記入する。
 - ・「ダブルチェック」を基本とした複数職員でのアンケートの確認を行う。
 - ・日常生活の観察記録など、些細な事象も情報共有できる職員関係を構築する。
 - ・毎週の打ち合わせ時に、全職員での情報共有の機会を位置付ける。

- ・ここタンを1日2回実施し、「聞いてほしい」ボタンも気軽に押せるようにする。
 - ・ここタンを活用することの良さを指導する。
- (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動を大切にする）
- ・日常から、いじめ対策監による校内巡視を行う。
 - ・いじめが発生していると思われる事案については、いじめ対応のフロー図に則り、適切かつ迅速に、校内「いじめ防止等対策推進会議」（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ対策監、養護教諭、学年主任等）で情報を共有し、対応を検討する。場合によっては、PTA 会長やスクールカウンセラー等との情報共有や、保護者、地域住民に積極的な情報提供を依頼する。
 - ・様々な視点から情報を収集する。
 - （・朝の会・帰りの会や授業中などの観察 ・出席を確認するときの声、表情
 - ・ノートや日記等の児童が書いたもの ・健康観察、保健室等での様子）
 - ・「いじめは大人よりも子どもたちの方が知っている」という感覚をもち、常に、複数の児童からの情報をキャッチできるような関係づくりを行う。
 - ・いじめが発生していると思われる事案については、スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（役割分担と具体的な手立て）を大切にする。
- (4) 教育相談の充実
- ① 全児童を対象とする教育相談の実施
 - ・定期的（年2回）及び必要に応じて随時、教育相談を実施する。
 - ・ダブルサポートプランの実施
 - ② 適宜行う教育相談
 - ・ICTを活用した児童の健康サポート「ここタン」を活用する。
 - ・困り感を抱える児童に働きかける予防的教育相談を積極的に行う。
 - ・スクールカウンセラーによる保護者や児童へのカウンセリングを推進する。
 - ・必要に応じて教育相談・ケース会議を実施する。
- (5) 教職員の研修の充実
- ① 「いじめ防止基本方針」の周知徹底を行う。
 - ・日常生活における教職員としての心構えを再確認する。
 - ② 校内職員研修を適宜行い、いじめの事例から学ぶなど、教職員としての資質を高める。
 - ・SOSの出し方教育の在り方について学ぶ。
 - ・いじめ発生時の対応演習（ロールプレイング）の考え方について学ぶ。
 - ・いじめ事案報告書の作成演習を通して、主観的理解と客観的事実を区別した事実確認の方法を身に付ける。
- (6) 保護者・地域との連携
- ・ネットいじめなど、いじめが見えにくくなっている実態から、保護者（PTA 役員会等）や地域（学校運営協議会等）と連携し、共にいじめ防止のための活動を支援する。
 - ・いじめ解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくりを行う（被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け、いじめの認知）。
 - ・事案発生時には、関係する児童の保護者へ確実に情報提供（いじめの疑い段階での確実な連絡）を行う。
 - ・管理職による情報提供の履行の見届けを確実に行う。
- (7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）
- ・いじめ事案が発生した場合は、教育委員会へ直ちに報告する。
 - ・日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、主任児童委員、学校運営協議会委員、スクールロイヤー、病院等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報共有や支援・指導の際の連携を行ったり、各種相談窓口を紹介

したりして、問題の解決と未然防止を図るように努める。

※いじめ事案のケースにより、上記の関係機関と連携を取りながら指導に当たる。

- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにすると共に、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

(法の規定を踏まえ、構成員を明確にして設置すべき組織について)

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学 校 職 員：校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、(主任いじめ対策監)、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「岐阜市立加納小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容(例)	備考
4月	・職員研修会の実施(前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針について) ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施 ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の説明 ・校長、いじめ対策監より、「加納小はいじめをゆるさない～一人ひとりが安心できる加納小～」の全校放送を実施 ・「ここタン」の活用の仕方について全校放送を実施 ・いじめ対策監による「SOSの出し方教育」の実施 ・児童と教師による「あいさつ運動」、教師による「美しい見つけ」(児童への視点の提示)の取組の説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信	「方針」の確認
5月	・PTA総会での説明(PTA発行「赤門」での周知) ・毎月3日を「いじめを見逃さない日」とし、啓発活動の実施 →企画委員が主体となって取り組む活動として計画 ・第1回いじめアンケートの実施(持ち帰り) ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け →「学校いじめ防止対策等推進会議」の実施(外部含む) ・児童会主体による「美しい心見つけ」(継続実施)	

6月	・職員研修（情報モラルについて） ・ネット犯罪防止教室（5・6年生） ・保護者や地域への情報提供カードの配付 →加納東公民館へ情報提供BOXの設置 ・SCによる「SOSの出し方教育」の実施 ・児童主体のいじめ防止強化週間（6月24日～7月3日） →全学級が「いじめをおこさないための取組」を決定 ・学校運営協議会（本校いじめ防止学校基本方針について） ・「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日） ・児童生徒向けネットいじめ研修① ・「いじめについて考える日」に向けた取組	
7月	・「いじめについて考える日」7月3日 →各学級の取組を発表、交流する場を位置付ける。 ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8月	（・岐阜市生徒会サミット）→中学校校区で共有する。 ・職員研修会（自殺予防・ネットいじめ・教育相談を含む） ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（前期の評価）	
9月	・前期心と体のアンケートと教育相談の実施 ・全職員で、夏休み後の児童の様子についての交流 ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告	
10月	・職員研修（教育相談） ・職員研修（人権教育） ・第2回いじめに関わるアンケート実施（持ち帰り） ・情報提供アンケートの実施の実施、教育相談の実施 →「学校いじめ防止対策等推進会議」の実施 ・スマイル集会の実施（人権やいじめについて考える集会）	
11月	・「いじめ防止月間」の取組及び人権週間の取組（児童主体の取組、等） →児童主体の人権週間の開始（10月中旬～下旬） ・保護者や地域への情報提供カードの配付 ・児童生徒向けネットいじめ研修②	
12月	・職員会（第2回県いじめ調査の校内調査報告） →毎月3日の「いじめを見逃さない日」の取組や各学級の「いじめをおこさないための取組」の中間振り返りの場として ・いじめについて考える集会（児童のいじめ防止対策の発表） ・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第2回県いじめ調査
1月	・後期心と体のアンケートと教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・情報提供アンケートの実施	
2月	・児童会の取組のまとめ ・学校運営協議会の実施 ・第3回いじめアンケートの実施 ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	
3月	・いじめの問題にかかわる次年度への引き継ぎ →「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・次年度に向け、「いじめ防止基本方針」を改正	第3回県いじめ調査 問題行動調査

	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	(文科)
--	---	------

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

（「組織対応」「対応の重点」「大まかな対応順序」など。「いじめ防止これだけは！」平成24年9月：岐阜県教育委員会や「ほほえみと感動のある学校をめざして【三訂版】～いじめの未然防止のために～」平成24年3月：岐阜県教育委員会 等を参照）

【組織対応】

- ・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

（いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を行うために踏まえるべき項目など）

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の３点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止の取組に関すること
- ②いじめの早期発見の取組に関すること
- ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を５年（卒業後）とする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和３年４月１日改訂参照）

（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和６年８月改訂参照）

○指導記録について

- ・１事案１ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。